【規程番号　神女院Ｖ－030】

神戸女子大学大学院看護学研究科修士論文の審査に関する内規

修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．学長から修士論文の審査を付託されたときは、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（ 以下「審査委員会」という。）を設置する。
２．審査委員は3名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
３．審査委員会は修士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
４．研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
５．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。